

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 4 年 3 月 9 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管財課	<p><b>【維持管理費の総額把握と分析】</b></p> <p>県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が行われておらず、早急に対応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がない。検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。</p> <p>&lt;参考意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメントの取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。</li> <li>・県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。</li> </ul>	<p>平成 26 年 12 月に策定（同 29 年改訂）した「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」に基づき、令和 2 年度末までに施設種別ごとの長寿命化計画である「個別施設計画」を策定し、県有施設の将来的な費用推計などを明記した。</p> <p>なお、上記基本方針に係る取組については、全庁的な推進組織である県有財産総合管理推進本部（事務局：管財課・行政改革課）において基本方針の目標を設定し、PDCA サイクルを活用するなど全庁的に取り組んでいる。</p>